

# 日本ハンセン病学会会則

昭和 43 年 4 月 27 日発効

平成 6 年 5 月 12 日一次改訂

平成 9 年 5 月 22 日二次改訂

平成 11 年 4 月 15 日三次改訂

平成 12 年 3 月 10 日四次改訂

平成 13 年 5 月 11 日五次改訂

平成 15 年 7 月 11 日六次改訂

平成 17 年 5 月 19 日七次改訂

平成 20 年 5 月 22 日八次改訂

## 第 1 章 総則

第 1 条 (名称) 本会名を日本ハンセン病学会とする。

第 2 条 (構成) 本会はハンセン病の診療研究などに関係、及びそれら業務に賛同するもので構成する。

第 3 条 (事務局) 本会は事務局を国立感染症研究所ハンセン病研究センターにおく。

第 4 条 (目的) 本会は会員相互の知識交換によりハンセン病医学の進歩発達を図ることを目的とする。

第 5 条 (事業) 本会は前条目的達成のため以下の事業を行う。

- (1) 総会並びに学術集会などの開催
- (2) 会誌発行と配布 (別定内規による)
- (3) 内外関係学会との協調提携
- (4) その他の事業

## 第 2 章 会員及び役員

第 6 条 (会員) 本会会員は普通、名誉並びに賛助会員の 3 種に分ける。

- (1) 普通会員は、第 2 条に定めた構成員から名誉並びに賛助会員を除いたものとする。
- (2) 名誉会員は、本会領域への貢献が大なるものを別定内規により選考推薦し、評議員会承認と、総会議決により会長が指名する。指名後はオブザーバーとして幹事会並びに評議員会に出席できる。
- (3) 賛助会員は、前項以外のもので本会の事業に賛同する個人並びに法人とする。

第 7 条 (役員)

- (1) 会長 1 名
- (2) 幹事 3 名 (内庶務、渉外並びに編集幹事各 1 名は幹事会で互選、任期 3 年。

再任可能。)

(3) 評議員若干名

(4) 会計監事2名

#### 第8条 (役員職務)

(1) 会長は本会を代表し、全会務を統括とともに、総会、幹事会、評議員会議長となる。

(2) 幹事は幹事会を組織し、会長を補佐して全会務を掌握する。

(3) 評議員は評議員会を組織し、本会則規定事項その他運営関連重要事項を審議する。

#### 第9条 (役員選任)

(1) 会長は、評議員会において総会開催地に関係ある会員から選考し、総会の承認を得る。

(2) 幹事は評議員会において、評議員中より3名連記で互選し、総会の承認を得る。ただし、幹事会はさらに若干名の幹事を任命できる。

(3) 評議員は別定内規により選考し、結果を総会に報告する。

(4) 会計監事は、幹事以外の会員より幹事会において選考し、評議員会並びに総会の承認を得る。

#### 第10条 (役員任期)

(1) 会長任期は定期総会から次期総会までの1年とする。

(2) 幹事、評議員、会計監事の任期は定期総会から3年後の総会までの3年とする。再任可能。

第11条 (欠員補充) 役員に欠員ができた場合は、会長を除いて、役員選任時の次点者をもって、前任者の第10条第2項による残任期間を補任する。会長に事故があった場合は、幹事が人選する。

### 第3章 会議

第12条 (総会) 普通並びに名誉会員をもって構成する定期総会を、年1回(概ね4月)会長が招集する。ただし、評議員会または総会構成会員の1/3から明確な目的を伴う要望があれば、臨時総会を招集できる。総会は1/3以上の出席で成立。過半数で議決。同数時は議長が議決する。

#### 第13条 (評議員会)

(1) 会は総会の前日に会長が招集する。ただし、評議員の1/3から明確な目的を伴う要望があれば随時開催できる。

(2) 会は1/3以上、出席で成立。過半数で議決。同数時は議長が議決。会の招集が不可能なときは書面をもって票決できる。

第14条 (幹事会) 会は、総会の前日に会長が招集し、1/3以上の出席で成立。過半数で議

決。同数時は議長が議決。会の招集が不可能のときは書面をもって票決できる。

#### 第4章 学会賞

第15条 学会賞についての関連内規は別に定める。

#### 第5章 会計

第16条（会費）本会運営には会費，寄付金及びその他の収入をあてる。会費額は別定内規による。

第17条（会計年度）4月から翌年3月までとする。

第18条（資金）本会資金は当面必要金額のほかは郵便貯金または確実な銀行預金とする。

第19条（会計監査）会長は年1回以上会計監事をしてこれを行わせる。

#### 第6章 付則

第20条（会則変更）総会議決を要す。

### 内 規

#### 会則第3条による事務局内規

- 1.（名称）本局は日本ハンセン病学会事務局という。
- 2.（目的）本局は学会関係事務処理（役員選挙，各会議議案書作成，学会費徴収，学会雑誌送付，学会関係文書受付と送付，必要があれば会議の記録など学会の運営に必要な事項）を目的とする。
- 3.（構成）非専従事務局長及び事務局員各1名を庶務幹事が委嘱する。事務局長は，すべての会議に出席し，必要に応じて議事の説明を行う。

#### 会則第5条による日本ハンセン病学会雑誌編集委員会内規

- 1.（名称）本会を日本ハンセン病学会機関誌である日本ハンセン病学会雑誌編集委員会という。
- 2.（目的）本会は日本ハンセン病学会雑誌の充実，発展を計ることを目的とする。
- 3.（構成）本会は編集委員7名（内1名は編集幹事）からなる。
- 4.（委員の委嘱及び任期）編集幹事が会員の中から編集委員6名を委嘱する。任期は原則として3年。再任可能。
- 5.（業務）本会は日本ハンセン病学会雑誌の編集並びに発行に関する業務を行う。そのために雑誌の発行に合わせて，編集幹事は年3回不定期に委員を招集し協議する。
- 6.（会議）本会は，年1回日本ハンセン病学会雑誌の編集方針，雑誌発行状況，原稿投

稿状況、その他の重要事項についての集約的協議を行う。これを定例委員会といい編集幹事が招集し、協議内容は編集幹事より幹事会並びに評議員会に報告して総会の承認を得る。

#### 会則第6条による名誉会員選考内規

1. 幹事会は原則的に下記各条のいずれかに該当し、かつ評議員2名以上から推薦候補者について、本会領域への貢献が大と認められたとき評議員会に諮り、総会の承認を得る。
2. 本会会長経任、または通算10年以上の本会役員歴保有者のうち、所属機関または施設を定年退職しているもの。
3. 会員、非会員を問わず原著、総説、著書、特別講演、招待講演によって、ハンセン病医学の進歩発展に貢献大と認められるもの。
4. 名誉会員は役員を退く。

#### 会則第7条（2）幹事事務分担内規

1. 庶務幹事は事務局業務を総括し、学会総会及び学会主催学術集会などとの連絡に当たる。
2. 渉外幹事は他学会、関連機関、施設などとの交渉に当たる。
3. 編集幹事は日本ハンセン病学会雑誌編集委員会を総括する。

#### 会則第9条による評議員選考内規

1. 評議員は普通並びに名誉会員総数の10%（四捨五入）を会員から選出する。
2. 選挙権は3年以上会費滞納歴のない普通会员、並びに名誉会員が有する。
3. 被選挙権は会員歴5年以上で会費滞納歴のない普通会员が有する。
4. 評議員選出は全体選挙による。選挙は1.による定数の50%以内（四捨五入）を連記、無記名郵送投票とする。選挙時期は改選期定期総会前に行う。
5. 選挙関連事務（選挙人名簿、被選挙人名簿作成、名簿及び投票用紙送付、開票その他）は学会事務局で行う。開票は事務局長が行い、庶務幹事から委嘱された学会員2名が立ち会う。
6. 当選者は最多数有効票獲得者から順に定員数までとし、最下位の同数得票者が複数名以上であれば、会員歴の長いほうを選任する。
7. 任期中連続的に評議員会を欠席するものは次回被選挙権を喪失する。
8. 幹事会は必要があれば、3名を限度に会員から評議員を推薦できる。推薦評議員は会員歴を問わない。

#### 会則15条による学会賞関連内規

1. 本賞は優秀な研究業績を発表した本会会員に対し、本学会総会において日本ハンセン

病学会賞を授与する。

2. 本賞は賞状及び副賞よりなる。
3. 受賞者は受賞後、総会で記念講演を行う。
4. 本賞は以下の要領で選考する。
  - (イ) 受賞業績は原則として日本ハンセン病学会雑誌またはその他の学術誌に発表されたものとする。
  - (ロ) 受賞業績は個人または共同研究のいずれであってもよい。
  - (ハ) 受賞業績推薦者は本会名誉会員及び評議員とする。
  - (ニ) 受賞業績は選考委員会によって選考され、幹事会の同意を得て決定される。
  - (ホ) 選考委員は6名とし、登録済み評議員の互選によって、3名ずつを毎年選任する。任期は2年間で重任を認めない。委員長は委員の互選とし、任期は1年、重任は認めない。

#### 会則第16条による会費内規

1. 本会運営は普通、特別並びに賛助会費による。
2. 普通会費は一律年額10,000円、名誉会員は免除、賛助会員は年額1口10,000円以上とする。
3. 特別会費は会員が意志により普通会費以上に納入する会費であり、定額は定めない。
4. 会費は年額を前年度の3月末日までに事務局に納入する。